

<以下仮訳ですので、ご使用に当たっては、原文をご確認下さい>

https://www.gov.cn/zhengce/content/202307/content_6891760.htm

索引号： 000014349/2023-00034

主题分类： 对外事务\外交、外事

发文机关： 国务院

成文日期： 2023年07月09日

标题： 中华人民共和国领事保护与协助条例

发文字号： 国令第763号

发布日期： 2023年07月13日

中华人民共和国国务院令

第763号

《中华人民共和国领事保护与协助条例》已经2023年6月29日国务院第9次常务会议通过，现予公布，自2023年9月1日起施行。

总理 李强

2023年7月9日

中華人民共和国領事保護・援助条例

第1条（目的）

海外に於ける中国国民、法人、非法人組織の正当な権利と利益を保護し、領事保護・援助（注；領事による自国民の保護・援助）を標準化及び強化するために、本条例を制定する。

第2条（領事活動の理念）

領事保護・援助活動は、中国共産党の指導を堅持し、人民を中心とすることを堅持し、全体的な国家安全保障概念を徹底して実行し、連携を強化することにより、領事保護・援助の能力を向上させる。

第3条（適用範囲、定義）

本条例は、領事保護・援助、及び関連する指導と調整、安全予防、支援と保証等の活動に適用する。

本条例で述べている“領事保護・援助”とは、海外に於ける中国国民、法人、非法人組織の正当な権益（権利と利益）が侵害された場合、又は援助が必要な場合、“在外公館”が法律に従ってその正当な権益を守り、また援助を提供する行為を指す。

前記の“在外公館”とは、領事保護・援助の職責を負う中華人民共和国の海外駐在大使館、領事館等の代表機関を指す。

第4条（各組織の対応）

外交部は領事保護・援助活動を調整し、海外に於ける安全情報の提供と注意喚起を行い、領事保護・援助を実施している在外公館を指導し、領事保護・援助に関係する業務に参加するよう関係部門及び地方人民政府を調整し、関連する国際交流及び国際協力を実施する。

在外公館は、法律に従って領事保護・援助業務を遂行し、関係する安全広報、予防活動を実施し、また国内の関係部門及び地方人民政府との交流・連携を強化する。

国务院関係部門及び地方人民政府は関連する作業体制を確立し、各自の職責に基づき領事保護・援助に関連する業務に参加し、在外中国国民、法人、非法人組織に必要な援助を提供する。

海外派遣者がいる国内組織体は、海外の安全広報、教育訓練及び関係処置を確実に行わなければならない。在外中国国民、法人、非法人組織は、中国及び所在国の法律を遵守し、所在国の宗教・信仰及び風俗・習慣を尊重し、自身の安全予防措置を講じなければならない。

第5条（連絡方法）

外交部はホットラインとインターネットプラットフォームを確立・公開し、在外公館は事務所住所と連絡先を公開し、領事保護・援助に関する相談・支援を受け付ける。

中国国民、法人、非法人組織が領事保護・援助を求める場合、身元を証明できる書類又は関連情報を在外公館に提出しなければならない。

第6条（事前情報登録）

在外中国国民、法人、非法人組織は、外交部又は在外公館が設置した情報登録プラットフォームに基本情報を事前登録することができ、在外公館が領事保護・援助を提供するのに際し便利である。

国务院の関係部門、在外公館は、領事保護・援助の必要性に応じて、法に従って在外中国国民、法人、非法人組織に関する情報を共有し、併せて情報保護を確実に行う。

第7条（特殊状況下の場合）

在外公館は、責任の範囲内で領事保護・援助の職務を履行する；特殊な状況の下では、駐在国の同意を得て、一時的に責任範囲外で領事保護・援助の職務を執行することができる；第三国の同意を得て、第三国に於いて領事保護・援助職務を執行することができる。

第8条（在外公館による権益の保護）

在外中国国民、法人、非法人組織が、正当な権益が侵害されて在外公館に支援を求めた場合、在外公館は関連状況に基づき彼らの正当な権益を保護するための手段と提案を提供しなければならない。駐在国の関係部門に対して状況を確認し、法に基づいた公正かつ適正な取り扱いを促し、且つ援助を提供しなければならない。

第9条（法律違反等の疑いの場合）

在外中国国民、法人、非法人組織が、法律違反や犯罪の疑いにより駐在国により関係措置を講じられたことが判明した場合、在外公館は関係する状況に応じて駐在国の関係部門に対し検証情報を問合せ、法令に基づいた公正且つ適切な処理を要求する。

前記に於ける中国国民が拘留、逮捕、監禁される、又はその他の方法で駐在国により身体的自由が制限された場合、在外公館は関係状況に応じて駐在国の法律及び我国と駐在国が締結した又は共同参加した国際条約に基づき、彼らを訪問又は彼らと連絡をとり、彼らの関係要求事項を理解して、駐在国の関係部門に中国国民に対して人道的扱いと公正な扱いを与えるよう要求する。

第10条（事案が審理されている場合）

駐在国が中国国民、法人、非法人組織に関係する事件を審理していることを知った場合、在外公館は、駐在国の法律及び我国と駐在国が締結している又は共同参加している国際条約に基づいて傍聴することができ、併せて駐在国の関係部門に駐在国の法律に基づいた訴訟の権利を保障するよう要求する。

第 11 条（支援を受けていない中国国民の生活保護）

在外中国国民が保護を必要としているにも拘わらず、誰からも世話を受けられない状態で生活している状況を知った場合、在外公館は駐在国の関係部門に状況を連絡し、法に基づいた適切な処置を促さなければならない。緊急の場合、在外公館は関係者と調整して必要な臨時的な生活保護を与えなければならない。

在外公館は、関係状況を速やかに中国国民の親族又は国内居住地の省級人民政府に通知しなければならない。通知を受け取った省級人民政府は、関係状況を速やかにその中国国民の居住地の住民委員会、村民委員会、又は民生部門にレベル毎に通知しなければならない。在外公館及び地方人民政府は、関係者又は組織が保護職務を遂行するのを支援しなければならない。

第 12 条（生活困難者の援助）

在外中国国民が基本的な生活の保障が困難なために在外公館に援助を求めた場合、在外公館は親族や友人と連絡を取り、救済等を得る為の援助を提供しなければならない。

第 13 条（所在が不明な場合）

在外中国国民の所在が不明で、その親族が在外公館に救助を求めた場合、在外公館は、現地警察への通報及び其の他の救助を得る為の情報を提供しなければならない。

駐在国の警察が起訴した場合、在外公館は駐在国の警察に対して速やかに適切に対処するよう督促しなければならない。

第 14 条（不慮の事故等に遭遇した場合）

在外中国国民が公安刑事事件、自然災害、不慮の事故等により負傷したことが判明した場合、在外公館は関係状況に応じて駐在国の関係部門から実際状況を確認し、緊急救助や医療救助の実施を督促し、法に基づいた公正で適切な処置を求めなければならない。

中国国民が前記の事情により死亡した場合、在外公館は死者の親族の為に駐在国の関連規定に基づいて処理し、事後の問題に対処する為の支援を提供し、故人の近親者に遺体・遺品の処理期限に関する現地の規制を知らせ、駐在国の関係部門に法に従って遺体・遺品を公正に処理し、且つ適切に保管するように要求しなければならない。

第 15 条（重大事態が発生した場合）

駐在国に於いて、戦争の勃発、武力衝突、暴動、深刻な自然災害、重大な事故・災害、重大な感染症の発生、テロ攻撃等の重大な緊急事態が発生し、在外中国国民、法人、非法人組織が身体・財産の安全に対する脅威を受けて援助が必要な場合、在外公館は速やかに実状を確認し、駐在国に対して中国国民、法人、非法人組織の身体・財産の安全を保護する効果的な措置を講じ併せて関連状況に応じて支援を提供するよう督促しなければならない。

必要且つ条件が揃っていれば、外交部及び在外公館は、在外中国国民、法人、非法人組織に対して関係する支援を提供するために、駐在国及び国内の関係方面と連絡を取り、協力しなければならない。関係部門と地方人民政府は、相応する職務を積極的に履行しなければならない。

第 16 条（現地法律、翻訳サービス等の提供）

在外公館は駐在国現地の法律サービス、翻訳、医療、埋葬等の組織に関する情報を理解して、中国国民、法人、非法人組織が必要とする場合に相談にのらなければならない。

第 17 条（仲介組織等との紛争の場合）

在外中国国民、法人、非法人組織が、仲介組織、旅行業者、運輸組織等との間で紛争が生じ、在外公館に援助を求めた場合、在外公館は具体的な状況に応じて法に従って保護し、正当な権益に関する関係情報と対応案を提供しなければならない。

第 18 条（在外公館、在外法人の事前業務）

在外公館は、現地の治安状況、法律面での環境、風俗慣習等の状況を考慮して、領事保護・援助業務のための早期安全警告及び緊急対応体制を確立し、安全リスク評価を実施し、責任地域内の中国国民、法人、非法人組織に対して安全広報を実施し、緊急事態への対応と日常の安全保護等の業務を実行しなければならない。

在外中国法人及び非法人組織は、所在国の治安状況に応じて、安全予防策と緊急処置体制を確立し、関係する費用を確保し、安全予防教育と緊急知識研修を強化し、必要に応じて専門の安全管理組織を設立し、人員を配置しなければならない。

第 19 条（海外安全注意喚起）

外交部及び在外公館は、関係する国家及び地域の社会治安、自然災害、事故災害、感染症流行等の安全情勢に細心の注意を払い、状況に応じて海外安全注意情報を公布しなければならない。海外安全注意情報の級別区分と公布手順は外交部が制定する。

国務院文化観光主管部門は外交部と協力し、海外観光地の安全リスク警告体制を確立し、国外の安全注意喚起に基づいて観光地の安全リスクを公表する。

国務院の関係部門及び地方人民政府は協力して国外安全注意喚起を行い、各自の職責に応じて関係する中国国民、法人、非法人組織に対し、現地に於ける安全予防対策を講じ、リスクの高い国や地域への旅行及び滞在は避けるよう注意喚起する。

第 20 条（海外安全リスク予防水準の向上）

国務院の関係部門は各自の職責に応じて、関係業界及び関係者の海外安全リスク予防水準を向上させ、国外留学、旅行、ビジネス、労働等に従事する人々に対して安全意識とリスク予防能力向上に重点を置いて海外の安全に関する広報、教育訓練業務を実施する。

地方人民政府は、当該地域に於ける在外中国国民、法人、非法人組織の状況を踏まえ、重点地域及び集団に対して安全広報及び関係者に対する訓練を強化する。

第 21 条（高リスク地域への旅行制限）

関係する中国国民、法人、非法人組織は、安全に関する注意喚起に積極的に注意を払い、安全に関する注意喚起の要件に従って、現地での安全予防対策を講じ、リスクの高い国家及び地域への旅行及び滞在を避けなければならない。

海外旅行事業を行う旅行会社は、旅行前通知等の方法によって、海外の安全に関する注意喚起及び旅行地の安全リスクを提示しなければならない。即ち目的地の国家又は地域に存在する安全リスクを旅行者に対して真実の説明と明確な注意喚起で提供しなければならない；インターネットを通じた旅行販売の場合、関係するリスクを明確に示さなければならない。

第 22 条（国家による人員提供等）

国家は、領事保護と援助職務のための人員を提供し、資金等を保証する。

地方人民政府は領事保護と援助に参加し、関係職務の経費を予算管理に組み込む。

海外での安全保障の為に投入した海外派遣人員がいる国内企業は、企業の費用に計上する。

第 23 条（補助職員の雇用）

在外公館は、領事保護・援助業務の実際のニーズに応じて、外交部の承認を経て、補助業務を行う職員を雇用することができる。

外交部及び在外公館は、業務職責の要件に応じて、領事保護・援助業務に従事する駐在外交職員及び其の他の職員に対し訓練を実施する。

第 24 条（ボランティアサービスの提供）

国家は関係組織や個人に対して、領事保護・援助業務のためのボランティアサービスを提供することを奨励する。

国家は、保険会社、緊急救助機関、法律事務所等の社会勢力が領事保護・援助に関する業務に参加することを奨励、支援する。

第 25 条（貢献者の表彰）

領事保護・援助業務に対して顕著な貢献をした組織及び個人に対し、国家の関係規定に基づいて表彰し、報奨金を与える。

第 26 条（第三者から提供を受けた費用）

中国国民、法人、非法人組織が、領事保護・援助の過程に於いて、第三者から食事、宿泊、交通、医療等の物品及びサービスの提供を受けた場合、自ら負担すべき費用は自ら負担しなければならない。

第 27 条（施行日）

本条例は 2023 年 9 月 1 日から施行する。

以上